

情報公開・公文書管理の改善を求める請願書

<請願趣旨>

取手市情報公開条例は「市民の知る権利を保障することにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにすると共に、市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資する」ことを目的としています。すなわち、市が説明責任を果たすことが、市民の市政参画を進め開かれた市政の実現が進むというものです。また、情報公開条例は、情報の定義を「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」と定めています。一方、文書管理規則は、文書取り扱いの原則に、「事務の処理は原則として文書で行う」とし、「情報公開及び個人情報の観点から適切な管理及び保護の措置をしておかなければならない」としています。

公文書管理法は「公文書等は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的に定めており、取手市文書管理も当然それにふさわしい運営が行われるべきものです。しかし、この間の取手駅西口「A街区再開発事業」と図書館を核とする複合公共施設整備計画の「広報とりで」の発表、その後の議会での質問と答弁、市民説明会などでの市の説明は、「教育委員会など関係機関との十分な協議のうえで同意をえた」などとし、「協議を行った記録はあるのか」と聞かれれば、「記録はないが説明をした」と繰り返すばかりでした。

10月31日の「A街区再開発事業」の都市計画決定案についての公聴会では、公聴会記録の公開について「録音記録をもとに要約し、報告文書としてまとめ、その後録音データは消去する」というものでした。公聴会前の10月中旬の市民説明会でも、参加者から「録音データを消去せず公開するべきだ」との厳しい意見も出されていました。

市民共有の知的財産である行政文書は、主権者市民の知る権利にこたえ説明責任を果たされることを願い、下記事項について求めます。

<請願事項>

1. 諸会議の会議録は要約記録だけでなく、データ記録をとり、文書の保存基準に従ってこれを保存すること
2. 「事務の処理は文書によって行う」との原則通りに行い、文書は、情報開示の対象とすること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

<紹介議員>

請願者 取手駅前開発を考える会 比嘉恒雄

取手市新町4-19-5

富岡茂雄

取手市白山5-27-5

令和6年11月21日

取手市議会議長 岩澤信殿